

電気通信大学国際教育センター日本語研修コース要項

平成16年 4月 1日

改正

平成22年 4月20日

平成29年 1月26日

(趣旨)

第1条 この要項は、電気通信大学国際教育センター規程第9条第2項の規定に基づき、電気通信大学国際教育センター日本語研修コース（以下「日本語研修コース」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受講資格)

第2条 日本語研修コースの研修生（以下「研修生」という。）となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定、以下「実施要項」という。）の規定に基づき、大学院等への入学に先立ち日本語及び日本事情教育を受ける研究留学生
- (2) 前号に掲げる者のほか、外国人留学生で電気通信大学国際教育センター長（以下「センター長」という。）が適当と認めた者

(定員)

第3条 日本語研修コースの定員は、30人とする。

(研修期間及び開始時期)

第4条 日本語研修コースの研修期間は6か月とし、その開始時期は4月及び10月とする。

(選考及び研修の許可)

第5条 研修生の選考は、電気通信大学国際教育センター運営委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が行う。

- 2 学長は、前項の規定により選考された者で、所定の手続きを完了した者に、研修を許可する。

(教育課程等)

第6条 日本語研修コースの教育課程、履修方法等は、別に定める。

(研修の中止)

第7条 研修生が、研修を中止しようとするときは、所定の用紙にその理由を記載し、学長に願い出なければならない。

- 2 前項の願い出があったときは、委員会の議を経て、学長がこれを許可する。
- 3 学長は、前2項の規定にかかわらず、日本語研修コース生が疾病その他の理由により、研修を続けることができないと認めたときは、委員会の議を経て、中止させることができる。

(修了)

第8条 研修生の修了判定は、委員会が行う。

2 学長は、前項により修了を認定された者に対して、修了証書を授与する。

(授業料等)

第9条 第2条第1号に規定する研修生の授業料、入学料及び検定料（以下「授業料等」という。）は実施要項第八の規定により、徴収しない。

2 第2条第2号に規定する研修生の授業料等の額は、国立大学法人電気通信大学授業料等徴収規程に定める額とする。

3 支払済みの授業料等は、別に定めのある場合を除き返還しない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、日本語研修コースに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年2月1日から施行する。